

県南広域振興局長告示第87号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、次の地方卸売市場の認定は、失効した。

令和5年8月15日

県南広域振興局長 小 島 純

開設者		地方卸売市場		失効年月日
名 称	住 所	名 称	位 置	
地方卸売市場一印一関青果卸売株式会社	一関市字樋渡25番地の1	地方卸売市場一印一関青果卸売株式会社	一関市字樋渡25番地の1	令和5年7月31日